

健康市民おかやま21(第2次)計画の延長及び今後のスケジュール(案)について

1. 健康市民おかやま21(第2次)とは

すべての市民が健康で、心豊かに生きられるまちを目指し、健康を自覚できる人の増加と、健康やかな暮らしを支える社会環境の実現をはかることを目的とした計画である。

また、「健康増進法」(平成14年法律第103号)第8条に基づき、市民の健康増進の総合的推進を図るための方向性や目標を定めた健康増進計画でもある。

これまでも、国の国民健康づくり運動プラン(健康日本21)の方向性を踏まえ策定している。

2. 計画期間

平成25年度から平成34年度(令和4年度)までの10年間

3. 国の動向

健康日本21(第二次)を2013年度から2022年度の10年間としていたが、健康日本21(第二次)と医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の計画期間を一致させ、自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用していく必要があると判断し、1年延長が決定している。「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(大臣告示)を一部改正)

4. 今後の進め方

これまでも、国の動向を踏まえ計画を策定しているため、本市の計画も一年延長し、国の動向を踏まえ次期計画を策定することとしてはどうか。

- ・本会議において、一年延長を審議いただき、健康市民おかやま21(第2次)の計画を、平成25年度から令和5年度の11年間とする
- ・令和4年度に評価のためのアンケート調査を行い、報告書を作成する
- ・令和4年度後半より次期計画について議論を開始し、令和5年度末には次期計画を公表する